

聖籠町訓令第2号

聖籠町職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月26日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町職員倫理規程の一部を改正する訓令

聖籠町職員倫理規程（平成10年聖籠町訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（関係業者等以外の者等との間における禁止行為）

第5条 職員は、関係業者等に該当しない事業者等であっても、その者から接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が関係業者等であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

別表中

「

・接待を受けること ・会食すること	・飲食の接待	・関係業者等が主催する総会等公式行事に職務上出席する場合 ・当事者の日程の都合上食事時にしか職務上必要な会議を行えない場合においてその会議において食事が提供される場合（会食が会議と一体のものであると認められるものに限る。） ・職務上必要な会議が長引き、食事を共にしながら継続せざるを得なくなった場合において、その場に食事が提供される場合（会食が会議と一体のものであると認められるものに限る。） ・公益法人等の役職員と情報交換を目的として双方が正当な対価を支払って行う会食
----------------------	--------	--

」を

「

<ul style="list-style-type: none">・接待を受けること・会食すること	<ul style="list-style-type: none">・飲食の接待	<ul style="list-style-type: none">・関係業者等が主催する総会等公式行事に職務上出席する場合・当事者の日程の都合上食事時にしか職務上必要な会議を行えない場合においてその会議において食事が提供される場合(会食が会議と一体のものであると認められるものに限る。)・職務上必要な会議が長引き、食事を共にしながら継続せざるを得なくなった場合において、その場に食事が提供される場合(会食が会議と一体のものであると認められるものに限る。)・民間等との間において職務遂行のために必要な情報収集、意見交換等を目的として自己の飲食に要する費用を自ら負担して行う会食(職務上の利害関係の状況、関係の経緯及び現在の状況等に鑑み、公正な職務の執行に対する町民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限る。)
---	--	---

」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。